

第4章 措置について

市町村は、支援を必要とする者が、やむを得ない事由により、支援費の支給を受けることが著しく困難であると認める場合、措置を行うことができる。

措置の対象となりうる場合として、単独で支援費支給申請をすることが著しく困難である障害者の介護をしている者が急に死亡し、障害者ひとりとなり、周囲からの支援も期待できない場合であって、緊急にサービスを必要とする場合等が想定される。

ただし、措置については、措置以外に本人の援助等を行うことができない場合に限られるものであり、このような事情がなくなった場合は、速やかに、支援費の支給申請を勧奨し、可能な限り早期に支援費制度の利用に移行する必要がある。

I 身障法に基づく措置

1 居宅介護等の措置

市町村は、身体障害者居宅支援を必要とする者が、やむを得ない事由により身障法第17条の4又は第17条の6の規定により居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、身体障害者居宅支援を提供し、又は当該市町村以外の者に身体障害者居宅支援の提供を委託することができる(身障法第18条第1項)。

(1) 身体障害者居宅介護に関する措置の基準

身障法第18条第1項に規定する措置のうち身体障害者居宅介護の措置は、当該身体障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な身体障害者居宅介護を提供し、又は身体障害者居宅介護の提供を委託して行うものとする(身障法施行令第18条)。

(2) 身体障害者デイサービスに関する措置の基準

身障法第18条1項に規定する措置のうち身体障害者デイサービスの措置は、当該身体障害者又はその介護を行う者がその自立の促進、生活の改善、身体の機能の維持向上等を図ることができるよう、当該身体障害者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な身体障害者デイサービスを提供することができる施設を選定して行うものとする(身障法施行令第19条)。

(3) 身体障害者短期入所に関する措置の基準

身障法第18条第1項に規定する措置のうち身体障害者短期入所の措置は、当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な身体障害者短期入所を提供することができる施設を選定して行うものとする(身障法施行令第20条)。

2 施設入所等の措置

市町村は、身体障害者更生施設等への入所を必要とする者が、やむを得ない事由により身障法第17条の10の規定により施設訓練等支援費の支給を受けること又は第17条の32の規定により国立施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する身体障害者更生施設等に入所させ、又は国、都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する身体障害者更生施設等にその者の入所を委託しなければならない(身障法第18条第3項)。

3 措置の解除に係る説明等

市町村は、措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申し出があった場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りではない(身障法第18条の3)。

※ 厚生労働省令で定める場合

当該措置に係る者が市町村の区域又は福祉事務所の所管区域を越えて他の区域又は所管区域に居住地(居住地を有しないか、又は明らかでないときは、現在地)を移した場合とする(身障法施行規則第13条)。

II 知障法に基づく措置

1 居宅介護等の措置

市町村は、知的障害者居宅支援を必要とする者が、やむを得ない事由により知障法第15条の5又は第15条の7の規定により居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、知的障害者居宅支援を提供し、又は当該市町村以外の者に知的障害者居宅支援の提供を委託することができる(知障法第15条の3第1項)。

(1) 知的障害者居宅介護に関する措置の基準

知障法第15条の3第2第1項に規定する措置のうち知的障害者居宅介護の措置は、当該知的障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な知的障害者居宅介護を提供し、又は知的障害者居宅介護の提供を委託して行うものとする（知障法施行令第8条）。

(2) 知的障害者デイサービスに関する措置の基準

知障法第15条の3第2第1項に規定する措置のうち知的障害者デイサービスの措置は、当該知的障害者又はその介護を行う者の自立の促進、生活の改善等を図ることができるよう、当該知的障害者又はその介護を行う者の障害その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な知的障害者デイサービスを提供することができる施設を選定して行うものとする（知障法施行令第9条）。

(3) 知的障害者短期入所に関する措置の基準

知障法第15条の3第2第1項に規定する措置のうち知的障害者短期入所の措置は、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な知的障害者短期入所を提供することができる施設を選定して行うものとする（知障法施行令第10条）。

(4) 知的障害者地域生活援助に関する措置の基準

知障法第15条の3第2第1項に規定する措置のうち知的障害者地域生活援助の措置は、当該知的障害者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な知的障害者地域生活援助を提供し、又は知的障害者地域生活援助の提供を委託して行うものとする（知障法施行令第11条）。

2 施設入所等の措置

市町村は、知的障害者更生施設等への入所を必要とする者が、やむを得ない事由により知障法第15条の11の規定により施設訓練等支援費の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、必要に応じ、当該市町村の設置する知的障害者更生施設等に入所させてその更生援護を行い、又は都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する知的障害者更生施設等若しくは心身障害者福祉協会の設置する福祉施設に入所させてその更生援護を行うことを委託しな

なければならない（知障法第16条第1項第2号）。

3 措置の解除に係る説明等

市町村は、措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者又はその保護者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かななければならない。ただし、当該措置に係る者又はその保護者から当該措置の解除の申出があった場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない（知障法第17条）。

※厚生労働省令で定める場合

当該措置に係る者が市町村の区域又は福祉事務所の所管区域を超えて他の区域又は所管区域に居住地（居住地を有しないか、又は明らかでないときは、現在地）を移した場合とする（知障法施行規則第40条）。

Ⅲ 児福法に基づく措置

市町村は、児童居宅支援を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により児福法第21条の10又は第21条の12の規定により居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該障害児につき、政令で定める基準に従い、児童居宅支援を提供し、又は当該市町村以外の者に児童居宅支援の提供を委託することができる（児福法第21条の25第1項）。

1 児童居宅介護に関する措置の基準

児福法第21条の25第1項に規定する措置のうち児童居宅介護の措置は、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な児童居宅介護を提供し、又は児童居宅介護の提供を委託して行うものとする（児福法施行令第9条の4第1項）。

2 児童デイサービスに関する措置

児福法第21条の25第1項に規定する措置のうち児童デイサービスの措置は、当該障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な児童デイサービスを提供することができる施設を選定して行うものとする（児福法施行令第9条の4第2項）。

3 児童短期入所に関する措置

児福法第21条の25第1項に規定する措置のうち児童短期入所の措置は、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な児童短期入所を提供することができる施設を選定して行うものとする（児福法施行令第9条の4第3項）。

IV 費用の徴収

市町村が行う費用の徴収の事務については、施設訓練等支援費又は居宅生活支援費の場合に準じた取扱いとする（身障法第38条第4項、知障法第27条、児福法第56条第2項）。